

協議会規約について

令和6年6月11日

芦田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会規約（改正案）

第 1 条 名 称

本会議は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）第 15 条の 9 に基づき組織することとし、「芦田川水系大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

第 2 条 目 的

協議会は、芦田川中・下流域で大規模な氾濫が発生することを前提として、中国地方整備局、広島地方気象台、広島県、福山市、府中市が連携・協力して、減災のための目標を共有し、ハード対策とソフト対策を一体的かつ計画的に推進することにより、社会全体で常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的とする。

第 3 条 協議会の構成

1. 協議会は別表 1 の職にある者をもって構成する。
2. 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
3. 事務局は、第 1 項によるもののほか、協議会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 1 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を協議会に求めることができる。

第 4 条 幹事会の構成

1. 協議会に幹事会を置く。
2. 幹事会は、別表 2 の職にある者をもって構成する。
3. 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。
4. 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、減災対策等の各種検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。
5. 事務局は第 2 項によるもののほか、幹事会構成員の同意を得て、必要に応じて別表 2 の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を幹事会に求めることができる。

第 5 条 協議会の実施事項

協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

- 一 洪水の浸水想定等の水害リスク情報を共有するとともに、各構成員がそれぞれ又は連携して実施している現状の減災に係る取組状況等について共有する。
- 二 円滑かつ迅速な避難、的確な水防活動及び円滑かつ迅速な氾濫水の排水を実現

するために各構成員がそれぞれ又は連携して取り組む事項をまとめた地域の取組方針を作成し、共有する。

三 地域の取組方針に基づく対策の実施状況を確認する。

四 その他、大規模氾濫に関する減災対策に関して必要な事項を実施する。

第 6 条 会議の公開

1. 協議会は原則として報道機関を通じて公開とする。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

2. 幹事会は原則非公開とする。

第 7 条 協議会資料等の公表

協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

第 8 条 事務局

1. 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2. 事務局は、中国地方整備局福山河川国道事務所で行う。

第 9 条 雑 則

この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

第 10 条 附 則

本規約は、平成 28 年 1 月 30 日から施行する。

平成 30 年 3 月 27 日一部改正

令和 元年 5 月 29 日一部改正

令和 2 年 4 月 9 日一部改正

令和 2 年 6 月 15 日一部改正

令和 4 年 6 月 2 日一部改正

令和 6 年 6 月 11 日一部改正

別表1（委員）

福山市長

府中市長

広島県土木建築局長

気象庁 広島地方気象台長

国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所長

国土交通省中国地方整備局八田原ダム管理所長

別表2（幹事）

福山市総務局総務部防災担当部長

福山市建設局建設管理部建設政策課長

府中市危機管理課長

府中市建設部土木課長

広島県土木建築局道路河川管理課長

気象庁 広島地方气象台防災管理官

国土交通省中国地方整備局福山河川国道事務所副所長

国土交通省中国地方整備局八田原ダム管理所建設専門官